

令和5年度
西宮市参画と協働のまちづくり取組状況報告書



西宮市 市民局 市民総括室 市民企画課

はじめに

近年、地域課題や市民ニーズの多様化、少子高齢化や核家族化の進展、市民のライフスタイルの変化に伴い、行政だけでは対応困難な課題が増加しています。市民の皆さんが元気でいきいきと暮らし、より豊かで充実した毎日を過ごすことができる、そのようなまちづくりを進めていくためには、市民参加の機会確保や市民協働を通じて、市民の皆さんが持つ豊かな知識や経験を市政運営等に生かしていくことが重要になります。

西宮市では、参画と協働のルールや仕組みを整えるとともに、市民の皆さんに分かりやすいものとするため、平成21年4月に「西宮市参画と協働の推進に関する条例」（以下「条例」といいます。）を全面施行しました。条例にもとづき、毎年様々な参画と協働の取組が行われています。

本報告書は、条例第17条第2号にもとづき、参画と協働の取組状況を取りまとめたものです。この報告書をご覧いただいた皆さんが、参画と協働の取組に関心を抱き、市政への参画や市との協働に取り組んでいただくことで、今後、参画と協働の輪が更に広がることを期待しています。

<報告書の内容>

I 参画の取組

- | | | |
|------------------|-------|-----|
| 1 計画等の策定に係る参画の取組 | | P.2 |
| 2 附属機関 | | P.4 |

II 協働の取組

- | | | |
|-----------------------------|-------|------|
| 1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度） | | P.6 |
| 2 市の機関による協働の取組状況 | | P.20 |

III 参画と協働の啓発の取組

- | | | |
|------------------|-------|------|
| 1 参画と協働のまちづくり講演会 | | P.21 |
| 2 参画協働研修 | | P.22 |
| 3 新入職員研修 | | P.22 |

IV その他の取組

- | | | |
|--------------------------|-------|------|
| 1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 | | P.23 |
| 2 参画の取組予定の公表 | | P.25 |
| 3 市民活動等に対する支援制度 | | P.25 |
| 4 まちづくり支援自販機 | | P.26 |

- | | | |
|-----------------------|-------|------|
| <参考>西宮市参画と協働の推進に関する条例 | | P.27 |
|-----------------------|-------|------|

I 参画の取組

1 計画等の策定に係る参画の取組

① 説明会等の実施（条例第7条関係）

計画等の素案の策定にあたり、策定委員会（附属機関）、説明会、アンケートなど、市民、関係者及び関係団体等の意見を聴く機会を設け、そこで寄せられた意見を参考にして、計画等の素案の作成を行いました。

② 意見提出手続（パブリックコメント）（条例第6条関係）

意見提出手続（パブリックコメント）とは、市の基本的な計画や条例等の資料をあらかじめ公表し、広く市民等に意見の提出を求める制度です。提出いただいた意見及びその意見に対する市の考え方を公表するとともに、意見を考慮して案の作成を行いました。

<令和5年度実施結果>

No.	案 件 名	提出者数	提出意見数	意見の取扱い		
				反映件数	今後の参考意見	その他意見
1	第5次西宮市総合計画後期基本計画	33人	71件	0件	43件	28件
2	西宮市一般廃棄物処理基本計画の一部見直し	14人	26件	0件	4件	22件
3	西宮市マンション管理適正化推進計画	5人	17件	0件	5件	12件
4	西宮市駐車施設附置条例の見直し	2人	2件	0件	0件	2件
5	第2期西宮市スポーツ推進計画	3人	3件	0件	2件	1件
6	西宮市道路整備プログラムの中間見直し	6人	8件	0件	0件	8件
7	西宮市障害福祉推進計画	16人	40件	4件	27件	9件
8	第3次西宮市健康増進・食育推進計画	2人	5件	0件	3件	2件
9	西宮市自殺対策計画	3人	5件	0件	4件	1件
10	西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画	18人	23件	0件	13件	10件

(次ページへ続く)

No.	案 件 名	提出者数	提出意見数	反映	今後の	その他
				件数	参考意見	意見
11	第4次西宮市産業振興計画	2人	4件	0件	0件	4件
12	第2次西宮市働きやすいまちづくりプラン	1人	1件	0件	1件	0件
13	第3次西宮市環境基本計画中間改定	14人	45件	4件	23件	18件
14	第二次西宮市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 中間改定	5人	25件	1件	10件	14件
15	(仮称) 西宮市空家等緊急安全措置条例	3人	8件	0件	6件	2件
合 計		127人	283件	9件	141件	133件

- ※ 上表のうち「反映件数」とは、提出された意見のうち、計画等に反映された意見数をいいます。
- ※ 各案件の実施結果については、市のホームページ「意見提出手続（パブリックコメント）を過去に実施した案件」のページ（ページ番号：18521303）で公表しています。

<参画と協働のシンボルマーク>



「西宮市参画と協働の推進に関する条例」を推進するとともに、条例の趣旨を広くPRし、参画と協働のまちづくりに関心をもってください機会とするため、公募により制定されました。

2 附属機関

市が事務の執行にあたり、市民の皆さんや専門家の意見を求めるために設置する機関です。条例では、多様な意見の反映や透明性の高い運営を図ることを目的に、幅広い分野からの委員の選任、公募委員の選任、委員氏名等の公表、会議の公開等に関する規定が設けられています。条例にもとづく取組状況（令和5年8月1日時点）は以下の①～⑥のとおりです。

- 附属機関数 **95機関**
（うち、過去1年間に活動実績があった附属機関数 **78機関**）

① 委員の年齢構成（条例第11条第1項第1号関係）

	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～	合計
委員数	3名	40名	164名	285名	250名	155名	897名
割合	0.3%	4.4%	18.3%	31.8%	27.9%	17.3%	—

② 公募委員の選任（条例第11条第1項第2号関係）

	公募制を導入している	公募制を導入していない				
		理由ア	理由イ	理由ウ	理由エ	
機関数	21機関	57機関	3機関	1機関	48機関	5機関
割合	26.9%	73.1%	3.9%	1.3%	61.5%	6.4%

理由ア 法令等の規定により、その構成が特定の職、資格者に限られているもの

理由イ 特定の個人又は団体を対象に審査、審議等するもの

理由ウ 高度の専門的事項を審査、審議等するもの

理由エ その他公募によることが不相当であると認められるもの

<参考>

- 全附属機関の公募委員数の合計 **34名**

一口メモ

公募委員を募集する際は、市政ニュースや市のホームページでお知らせします。また、市のホームページ「審議会（附属機関）等における委員公募予定」のページ（ページ番号：63112156）では、その年に委員公募を行う予定の附属機関名や公募時期等も公表しています。

皆様からのご応募をお待ちしています。

③ 委員氏名等の公表（条例第 11 条第 2 項関係）

公表している		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合
71 機関	91.0%	7 機関	9.0%

④ 会議の公開（条例第 11 条第 3 項関係）

	原則公開している	公開していない	公開していない		
			1号理由	2号理由	3号理由
機関数	47 機関	31 機関	2 機関	16 機関	13 機関
割合	60.3%	39.7%	2.5%	20.5%	16.7%

1号：法令等の規定により公開しないこととされている場合

2号：会議の内容が個人情報にかかわるものである場合、その他公開しないことに合理的な理由がある場合

3号：会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

⑤ 開催日時等の事前公表（条例第 11 条第 4 項関係）

公表している		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合
68 機関	87.2%	10 機関	12.8%



⑥ 会議録等の公表（条例第 11 条第 5 項関係）

ホームページで公表(※)		所管課等への備え付けのみ		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合
50 機関	64.1%	8 機関	10.3%	20 機関	25.6%

(※) 所管課等への備え付けを併せて行っている機関を含む。

一口メモ

各附属機関の概要は、市のホームページ「西宮市の審議会（附属機関）の一覧」のページ（ページ番号：96348365）でご確認いただくことができます。また、各附属機関の委員情報及び会議録は、原則として、市のホームページ又は担当課の窓口で公表しています（非公表の附属機関もあります）。

Ⅱ 協働の取組

1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度）（条例第15条関係）

市内で活動している団体からの提案にもとづき、地域課題や社会的課題の解決及び地域力の向上に資する事業を団体と市の機関が「協働」して実施し、市がその費用の一部を助成する制度です。事業の実施を通じて、多様な主体による公共サービスの提供、地域における課題解決力の向上、地域課題や社会的課題の発見及び共有、協働意識の醸成を図ることを目的としています。

(1) 提案及び実施状況

募集区分	募集件数	提案件数	一次審査通過件数	二次審査通過・実施件数
テーマ設定型	1件	5件	5件	1件
地域力向上型	おおむね5件	8件	5件	5件
コロナ課題解決型	おおむね10件	5件	4件	4件

※ 自由提案型については、新型コロナウイルス感染症の影響により市の協働体制の確保が困難な状況であったため、事業の募集を見送りました。

地域や社会を元気にする取組を応援します!
令和5年度 未来づくりパートナー事業 募集

地域・社会的課題解決や地域力の向上につながる取組を募集します。皆さんの豊かな知識や経験を生かした事業提案をお待ちしています。

募集期間: 2023.2/24(金) ~ 2023.3/27(月)

募集区分

- テーマ設定型 助成金上限30万円**
市が設定するテーマに沿った事業を団体が企画・提案し、市と協働して実施するもの。
- 地域力向上型 助成金上限10万円**
地域活動団体(自治会等)が、地域課題の解決や地域力の向上につながる事業を企画・提案し、市が主に資金面でのサポートを行うもの。
- コロナ課題解決型 助成金上限30万円**
団体が、コロナ禍で顕在化した課題の解決等に資する事業を企画・提案し、市が主に資金面でのサポートを行うもの。

お問い合わせ先: 西宮市 市民協働推進課 (西宮市役所本庁舎7階) TEL: 0798-35-3764 E-mail: vo.chiki@nishi.or.jp

対象事業 以下の条件をすべて満たす事業 1団体につき提案できる事業は1事業までとします。

区分	テーマ設定型	地域力向上型	コロナ課題解決型
対象(※)	市民活動団体 地域活動団体	地域活動団体	市民活動団体 地域活動団体
要件	令和5年度から新規に実施する事業 もしくは従来の取組を拡充して実施する事業 西宮市の総合計画の方向性に沿った内容で、提案団体と市が協働することで結果効果が期待できる事業	新たな発想や斬新な工夫が認められ、他地域のモデルとなる可能性が見込まれる事業	友配に資して、早に実施している事業も含む 他府県としてコロナの影響を受けている課題の解決又はフィズコロナ社会における持続可能な地域づくりに資する事業
※	地域課題や社会的課題の解決又は市民サービス・市民満足度・地域力の向上に資するもので、具体的な効果や成果が期待できる事業 提案団体が主たる担手となり、団体が有する資源(スキル・ノウハウ・ネットワーク等)を活用して実施することが可能と認められ、具体的な効果や成果が期待できる事業 ※西宮市内で実施され、西宮市民が主たる対象となる事業 ※予算の規模や参加費等の設定が適正である事業		

対象外の事業(主なもの)

- 団体の運営に対する支援となるもの
- 助成等の取得や報酬等の取得を主たる目的とするもの
- 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業又は親戚的なイベント事業
- 西宮市及び西宮市の外郭団体から協働を受けている事業

全体の流れ

- 募集期間: 3月27日(月)まで
- 市との協議: (4月中旬予定)
- 一次審査(書類): (4月下旬予定)
- 二次審査(審査会): (5月上旬～中旬予定)
- 結果通知: (5月下旬予定)
- 事業実施: (6月上旬～翌年2月)
- 事業報告: (事業終了後)

提案できる団体

次の①～④を満たす非営利活動団体(NPO等)団体、ボランティア団体、自治会等の地域活動団体など

- 西宮市内に事務所又は活動拠点を有すること
- 団体の構成員が5人以上であり、団体及び事業の責任者が明確であること
- 組織の運営に関する定款・規約・会則等の定めを有していること
- 予算・決算等の事務が適正に行われていること

※詳細は募集要項をご覧ください。

(2) 西宮市協働事業提案審査会の開催

- 【開催日】 ① 令和5年5月8日(月) 9:00~13:20
② 令和5年5月15日(月) 9:00~11:45

- 【場所】 ① 西宮市役所第二庁舎6階 B602 会議室
② 西宮市役所第二庁舎4階 B405 会議室

【審査対象】 14 事業

《テーマ設定型》

- ・ともに子育てを楽しむ西宮へ ～子育てパパママ応援事業～
- ・「ままもぱも」地域とつながり、安心して子育てできるまちづくりを進める事業
- ・森のネウボラの子そだてひろば「森であそぼう！まなぼう！」
- ・～どんな子どもも取り残さない～ 「インクルーシブなまち」西宮で安心して出産・育児を
- ・次世代のこども支援者育成事業

《地域力向上型》

- ・ホームページによる防災意識の継続的な啓蒙
- ・子育て世代を対象にしたイベントと地域課題/ニーズ調査
—子育てしやすい街、甲子園口をめざして—
- ・「環境学習都市宣言」20周年 夙川公園の歴史と環境から学ぶ西宮の未来
- ・自治会活動の活性化をめざして
- ・自治会員の防災意識向上事業

《コロナ課題解決型》

- ・多胎家庭の子育て支援ウィズコロナ
～子どもも親も楽しく過ごせる活動の場～
- ・障がいのある子どもを持つ親がつながる講座
- ・脱ワンオペ育児 in 西宮 ～地域で支える子育て～vol.2
- ・プレーパークで子育て親育ち（よちよちプレーパークと子育て相談）

【審査結果】 審査会の審査結果を踏まえ、一次審査を通過した14事業中10事業が採択されました。

<西宮市協働事業提案審査会委員>

(令和5年4月1日時点)

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	伊丹 康二	学識経験者	武庫川女子大学 准教授
副会長	西明 直子	市内活動団体からの推薦	西宮コミュニティ協会 専務理事
委員	森下 こずえ	学識経験者	西宮市NPO等団体と行政との協働会議 幹事
委員	猪坂 幸司	市民	公募委員
委員	桃谷 修司	市民	公募委員

(3) 採択事業について

1	事業名	「ままもばばも」地域とつながり、安心して子育てできるまちづくりを進める事業
	提案団体	特定非営利活動法人にしのみや次世代育成支援協会
	区分	テーマ設定型
	関係課	人権推進部 男女共同参画推進課
2	事業名	ホームページによる防災意識の継続的な啓蒙
	提案団体	中浜・堀切町自治会
	区分	地域力向上型
3	事業名	子育て世代を対象にしたイベントと地域課題/ニーズ調査 一子育てしやすい街、甲子園口をめざして一
	提案団体	甲子園口地区まちづくり協議会
	区分	地域力向上型

4	事業名	「環境学習都市宣言」20周年 夙川公園の歴史と環境から学ぶ西宮の未来
	提案団体	香櫨園コミュニティ協議会
	区分	地域力向上型
5	事業名	自治会活動の活性化をめざして
	提案団体	深津自治会推進委員会
	区分	地域力向上型
6	事業名	自治会員の防災意識向上事業
	提案団体	昭和園自治会
	区分	地域力向上型
7	事業名	多胎家庭の子育て支援ウィズコロナ ～子どもも親も楽しく過ごせる活動の場～
	提案団体	双子みつごサークル cherry
	区分	コロナ課題解決型
8	事業名	障がいのある子どもを持つ親がつながる講座
	提案団体	特定非営利活動法人ビレッジ
	区分	コロナ課題解決型
9	事業名	脱ワンオペ育児 in 西宮～地域で支える子育て～vol.2
	提案団体	特定非営利活動法人 a little
	区分	コロナ課題解決型
10	事業名	プレーパークで子育て親育ち（よちよちプレーパークと子育て相談）
	提案団体	にしのみや遊び場つくろう会
	区分	コロナ課題解決型

※ 各事業の詳細については、10～19 ページの報告書をご覧ください。

「ままもぱぱも」地域とつながり、安心して子育てできるまちづくりを進める事業

NPO 法人にしのみや次世代育成支援協会（関係課：男女共同参画推進課）

テーマ設定型

事業費 279,989 円

助成額 212,000 円

●当初の課題・事業目的

共働き世帯の増加、核家族化、地縁の希薄化により子育て世帯が孤立し、漠然とした子育てに対する不安などが要因となり、出生率の低下に影響していると考えられる。乳幼児を連れてふらっと立ち寄れる場所で、主に地域住民によりワークショップなどを開催することで、顔が見える関係を築いて地域で子育てする・支えられている安心感を抱くことができ、子育てに対する不安を和らげることが、ひいては出生数の増加につながると考えている。



理事長 泉 明子

●事業概要

- ◆第1回 8月20日(日)10:00～12:00 「ぶれぱぱぶれまま ちょこっとべんきょうかい」助産師による相談 1組2名
- ◆第2回 9月27日(水)10:30～12:00 「ぶれままヨガの時間&ぶれぱぱトーク」3組5名
- ◆第3回 10月12日(木)11:00～12:00 「ぱぱもいっしょにぶれままおススメごはん」2組5名
- ◆第4回 11月26日(日)10:30～12:00 「ぱぱもいっしょにかんたん離乳食」5組15名
- ◆第5回 12月19日(火)「ぱぱもままも赤ちゃんもみんなでヨガの時間」9組18名
- ◆第6回 1月21日(日)10:30～12:30 「ぱぱもいっしょにかんたん離乳食」2組6名
- ◆第7回 1月21日(日)14:30～15:30 「ぱぱままちょこっとべんきょう会」助産師による相談
- ◆第8回 2月6日(火)13:30～14:30 「絵本の読み聞かせとちょこっとべんきょう会」3組7名
- ◆第9回 2月11日(日)10:30～11:30 「ぱぱもままも赤ちゃんもみんなでヨガの時間」3組8名



●事業の成果・工夫した点

ぱぱにもままにも関心を持ってもらい多様なニーズに応えられるように、また連続して参加できるように、テーマを複数設定し、つながる機会を持つ工夫をした。ぱぱが離乳食づくりやヨガに参加する、スタッフと顔が見える関係ができる、参加者同士のつながりが生まれるなど、一定の成果があった。

●苦労した点・今後の課題

ぶれぱぱ・ぶれままからのつながりを持つことが大切だと考えていたが、ピンポイントに情報を提供することが難しく、つながりを持つことができなかった。参加者からのニーズを拾って開催回数を増やすなどしたことで、事業開催の間隔が短くなり、広報スケジュールがタイトになってしまった。

●参加者のコメント

【ヨガ】上の子をスタッフが見てくれていて助かった。体を動かす機会があまりないので、とてもスッキリした。赤ちゃんと一緒にできて嬉しかった【離乳食】実際に作って食べることでイメージがわき楽しみになった。悩んでいたのがアイデアをいただけてありがたかった。味のつけ方や自分たちの食事を一緒に作る方法を知ることができてよかった【絵本】自分では選ばない絵本を見られて楽しかった。

ホームページによる防災意識の継続的な啓蒙

中浜・堀切町自治会

事業費 68,095 円

助成額 54,000 円

●当初の課題・事業目的

防災活動は自治会活動の中で最も重要な活動の一つであり、当自治会も避難訓練、防災訓練、防災ガイドブックの作成などを実施してきた。しかし、活動した直後は意識も高いがやがて低くなり、防災意識を継続させることが課題である。

防災に重点をおいたホームページを作成することで、常に防災意識を継続的に高めてもらうことを計画した。



会長 安達 孝治

●事業概要

当初、ホームページの作成は業者に依頼し、その後はホームページの利用促進に重点をおいた活動を実施予定であった。しかし、防災に重点をおいた自治会のホームページを作成するには、業者でなく自治会で自主的に作成すべきであるとの結論に至った。その結果、予想を超える時間と労力がかかり開設は当初の予定通りとならなかったが、自治会委員の意見が反映されたホームページを作成することが出来た。

開設までのプロセスは下記の通り。

6月～8月 自治会定例委員会でホームページ作成の目的と意義について議論。作成委員会発足。

9月～11月 自治会内で作成依頼者を発掘し運営委員会発足。作成開始。運用規則設定。

12月～1月 内容の最終チェックを行い、2月1日開設。その後利用促進を展開中。



●事業の成果・工夫した点

- ・ホームページ作成の目的、意義を何度も自治会定例委員会で議論したことで、自治会委員のホームページに対する意識を共有することができた。
- ・防災に関心にもってもらえるようにと防災についてのサイトはキャラクターを使った会話形式にしたことが好評であった。

●苦勞した点・今後の課題

ホームページを自治会で作成することが決定したものの、誰が作成するのか、メンテナンスはどうするのか等課題が多く、解決するまで時間がかかった。

そのため、利用説明会が3月にずれることになった。自治会員への利用促進とコンテンツの充実が今後の課題である。

●代表者の感想

自治会主体のホームページ作成は大変な作業であったが、今年発生した能登半島地震の地域の果たすべき役割を考えたとき、災害時こそホームページを活用した防災活動ができるのではないかと思います。

●当初の課題・事業目的

未就学児に対する施設が多い地域にもかかわらず子育て世代の地域活動への関心が薄いことを第一の課題とし、各地域活動団体の高齢化が進むなか、次世代の力となる層への働きかけの一步として、乳幼児、未就学児、児童、異世代交流のイベント活動を通して安心して楽しく暮らせる地域であるためにニーズを明確にする。



会長 山谷 邦治

●事業概要

1. 7/23 離乳食レッスン・子育て相談会 講師：栄養士・栄養教諭 日向倫子さん 参加者数：6人
2. 9/24 まちづくりカフェ 小学生とともに 小学生12人がお手伝いとして参加
3. 11/18.19 青空おはなしの会 講師：酒井陽子さん 参加者数：子ども24人、大人40人
4. 1/7 親子、地域住民交流 花とインクアートで作品を作しましょう
講師：アトリエウィズ Ink Artist 川井美樹さん 参加者数：親子11組24人、地域住民10名

各イベントでアンケート調査を実施。

小学校の協力もあり、カフェの小学生お手伝い募集には、12人の募集に70人の応募があり、当日には保護者友人などが多数来店。来年の開催も期待されている。



●事業の成果・工夫した点

不登校児からのカフェ小学生お手伝いの希望があり、教頭先生とも相談のうえ、参加してもらった。当日はいきいきと活動。いろいろな形で居場所づくりの役割も果たせた。

商店街の催しとコラボしたことで、日頃地域の活動を知らない人に働きかけることができた。

●苦労した点・今後の課題

地域内のポスター掲示、回覧だけでは周知がいき届かなかった。

アンケート調査に関しては、対面で賞品を付けると回答が集まるが、ポスター、回覧、お手紙ではほとんど回答がなかった

アンケート結果でイベントへの期待は大きいですが、質、投資（金）、人材が課題。

●代表者の感想

子育てしやすい街は地域コミュニティを基本として成り立っていくものだと再認識。

商店街があることでイベントへの期待値が大きいこと、空き店舗のキッズステーション、児童館的な施設の必要性など。ただし地域では解決できない問題をあげるアンケートも多く、行政との連携も視野に入れて考えていくべき課題の一つとなるでしょう。

●当初の課題・事業目的

夙川公園は地域住民と行政の協力のもと、昭和12年に完成しました。
これは今、喧伝されているSGDsの先取りです。
この都会の中の自然、山から海まで続いている緑豊かな夙川公園の歴史と経緯を知ることが、過去から引き継いだこの素晴らしい遺産を西宮の未来へ引き渡すこととなります。



会長 平野 茂

●事業概要

- 小さな生き物も自然と深いがり繋がりがあることを知ることが大事。
- ・『オオクワガタ教室』 7月15日(土) 香櫨園市民センター 参加者：28名 (付き添い保護者は除く)
 - ・『クモの糸の謎に迫る!』 9月30日(土) 香櫨園市民センター
講師：奈良県立医科大学名誉教授 大崎 茂芳 氏 参加者：41名
地域の歴史を知る事によって、地域に愛着と誇りを持つことになる。
 - ・『夙川・香櫨園の変遷を知る! 夙川流域街歩き』 夙川公民館 講師：足立 年樹 氏
《第1回》10月30日(月) 参加者：28名 《第2回》11月9日(木) 参加者：19名
 - ・『夙川・香櫨園プチ検定』 11月19日(日) 香櫨園市民センター
講師：西宮芦屋研究所 副所長 小西 巧治 氏 参加者：13名
夙川オアシスロードを実際に歩くことによって、都会に残された素晴らしい自然を知ることにつながる。
 - ・『わんわんパレード』 10月14日(土) 夙川オアシスロード 参加者：32組 64名
書いたり描いたりすることによって、自然を見つめることになる。
 - ・『子ども作品展』 11月7日(火)～12日(日) 市民ギャラリー
作品総数：126点 (小学生100点、中学生26点) 来場者数：272名



●事業の成果・工夫した点

- ・小さな虫を育てることで、虫たちも自然と深い関わりを持って自然の中で生きていることを学んでもらうことができた。
- ・『オオクワガタ教室』の幼虫の確保を前年に行った。
- ・犬と散歩しながら子どもの見守りをお願いして、新たに10人に『こうろえんみまもり隊』に加入してもらった。

●苦勞した点・今後の課題

- ・『オオクワガタ教室』では、飼育方法が子供には難しいので、保護者の同伴をお願いした。
- ・屋外の行事(街歩き)は天候に左右されるので、実施には気を使った。
- ・わんわんパレードでは、社会的な躰ができていないことを参加条件にした。
- ・パレード時の交通整理に苦勞した。

●代表者の感想

- ・3年前に、西日本では初めて夙川オアシスロードで『わんわんパレード』をしましたが、3回目の今年も好評で、参加者の声を受けて今後は地域の恒例行事にする予定です。
- ・今、子ども達の身近に昆虫や小動物がないので、触ることは殆どありません。
身近な昆虫の飼育から、自然環境に興味を持ってもらうのが一番です。クワガタ教室は今年で3回目です。

自治会活動の活性化をめざして

深津自治会推進委員会

事業費 81,986 円

助成額 58,000 円

●当初の課題・事業目的

深津町自治会に対して、自治会の必要性に疑問を持つ住民も存在しているが、それを踏まえた上で、地域のコミュニティ活動を模索する。自治会に関心を持ち、自治会の必要性を感じていただけるように、あらゆる方法で、深津町自治会に未加入の住民に対しても深津の状況等を広報し、初めてでも参加してみようと思う企画を考え、新しい住民の参加を促す。参加してくれる会員が「お手伝いしましょうか」と言っていただけの環境づくりを進める。



委員長 和田 健二

●事業概要

従来、コロナの関係で、会館を使っのイベントは中止してきたが、今年度は会館を使って行うイベントを企画した。

甲南大学の学生と意見交換し、夏休みに「夏休み交流学びの場」を企画し、理科実験「スライム作り」等を実施した。また、「鍋帽子を使う料理の実習講座」を日曜日に開催すると、小学生、保護者、高齢者の参加があり、三世代の参加申し込みがあった。このイベントは今後のやり方の参考にした。

ライフスタイルが多様化してきた今、イベントに参加できない住民に対して、LINE WORKS を使った広報を検討した。紙の広報とネットを使った広報について学生と話し合った。



●事業の成果・工夫した点

仕事をしている方に対して、イベントを土曜・日曜に開催することにより、子どもと保護者の参加があった。

保護者と一緒に参加した子どもにも、大人と同じプレゼントを渡すことで、子どもたちが大喜びしていた。

●苦勞した点・今後の課題

一度参加してくれたら何度も参加してくれているので、新しい企画を考え、新しい人の参加を模索する。ライフスタイルが多様化した今、来期は少人数のイベントを企画し、新たな部門「クリエイティ部」で実施しようとする。

役員でなくスタッフという形で実施し、敷居を低くして取り組もうと思う。

●責任者の感想

三年間、「自治会の活性化」を委員長と取り組んできた。まだまだ道半ばだが、新しい役員の参加や新しい会員のイベント参加等、少しずつ目に見える動きもあった。来期は推進委員会と「クリエイティ部」で新たな試みを進めていこうと考えている。

自治会員の防災意識向上事業

昭和園自治会

事業費 149,600 円

助成額 100,000 円

●当初の課題・事業目的

昭和園自治会では約30年前に阪神淡路大震災を経験したものの、近年自治会員の防災意識が希薄になってきており、高齢者、未成年者が4割近くを占めている人員構成から、災害発生時には自治会員同士の共助が必要となる。そのため「防災マニュアル」を作成し、まず自分・自宅の安全を確認した上で、自宅周囲の方々の安否確認を行なえるように、そのツールとして「災害時安否確認カード」を自治会内全戸配布する。



会長 安井 陽一

●事業概要

1. 防災マニュアルの作成・「災害時安否確認カード」の配布

防災士・坂倉久義を筆頭に8名の自治会員により3月に発足した防災チームにて、防災マニュアル「ひとりでも始められる防災活動情報」の作成を企画。

市・地域防災支援課の協力を得て完成した冊子1500部は、8月中旬に「災害時安否確認カード」を添付して自治会内全戸配布を完了。

2. 防災ウォークの実施

災害を想定し、11月11日(土)に、広田小学校体育館まで2kg程の荷物を背負って歩いてもらう。体育館内で防災グッズの紹介、阪神淡路大震災の写真の展示を行う。



●事業の成果・工夫した点

防災ウォークの参加者には、出発前に「安否確認カード」を玄関前に掛けてきてもらうようにした。

防災マニュアル「ひとりでも始められる防災活動情報」は、なるべく簡潔に要点を絞って誰でも見易い冊子に仕上げた。

●苦勞した点・今後の課題

今回の配布物は自治会員だけでなく、自治会内住民の全戸配布のため、配布作業に若干手間取った。

今後は防災ウォークの参加者を増やす工夫が必須となる。

●代表者の感想

永年にわたり大所帯の昭和園自治会では防災活動が出来ていなかったが、今回初めて「防災ウォーク」という形で防災訓練が実現し、これをきっかけに自治会員の防災意識が向上することを確信しています。

(昭和園自治会長 安井 陽一)

●当初の課題・事業目的

そもそも外出が困難な多胎家庭にとって、コロナ禍で外出は更に困難になっていたと思われ、今までと同じ代わり映えしない内容の活動では、その困難を押してでも外出したい、活動に参加したいと思ってもらえなかったことが前年度活動してみたの課題でした。ウィズコロナで活動の制限が緩和されるので、今までできなかった大規模なイベント型の活動の開催とサポート体制の充実で参加意欲を引き出し、たくさんの方に参加してもらい、従来活動への参加増にも結び付けるべく、事業に取り組みました。



責任者 中村 啓実

●事業概要

- ① 夕涼み会 2023年7月29日(土) おへやレンタルまんまるみかん 参加組数 12組
親子でお祭り屋台風ブースをまわり、団扇や輪ゴム鉄砲を作ったり、かき氷を自分で作って食べたりして楽しみました。
- ② 甲山ハイキング 2023年10月1日(日) 甲山森林公園・甲山キャンプ場 参加組数 7組
甲山森林公園～甲山キャンプ場までの往復を皆でハイキング。キャンプ場では野外調理や自然遊びを楽しみました。
- ③ クリスマス会 2023年12月22日(金) 西宮市市民交流センター 参加組数 10組
1部はクリスマスにちなんだリトミック、2部は皆でクリスマスツリーの制作と、クリスマスケーキの調理を楽しみました。
- ④ つどい場 2024年2月17日(土) 市民交流センター、男女共同参画センターウエーブ 参加組数 10組
「備えは常に！」をテーマに、1部では災害時などの備え・動き・心のケアを学びながら身体を動かして遊ぶうんどうあそびを楽しみ、2部では子どもを託児し、大人だけで、救急法を学んだり備えについて皆で話したりしました。



●事業の成果・工夫した点

今までにない内容のイベントを開催出来たことで、普段参加されていない方々の参加が多くありました。また、サポート体制を充実させたことで、いつも参加されている方も普段以上に楽しめた様子で満足度が高かったです。

アンケートを通じて、楽しい企画への感謝の声が多くありました。

●苦労した点・今後の課題

参加者数は想定を下回る事が多く、イベントの周知はそれなりにできていたと思いますが、残念ながら参加者数を増やすことには繋がりませんでした。早くに復職する家庭が増えているため、タイミングよく育休中に活動に参加できる方が少ないと感じました。参加対象を多胎家庭以外にも広げる、土日開催を増やす等、少し視点を変えて、時代に沿ったやり方に変えていく事が今後の課題と考えます。

●責任者の感想

今までは予算や人員が足りず、またコロナの制限もあり、大きなイベントはなかなか開催できませんでしたが、今回助成金を頂けたことで、普段はできないような内容のイベントを企画することができました。参加者からは、「自分1人ではできないことができて楽しかった」「サポートが手厚くてとても助かった」「子ども達が想像以上に楽しんでいた」「日曜日だったのでパパも参加できた」等々嬉しい感想をたくさん頂きました。頑張って企画してみて良かったです♪

障がいのある子どもを持つ親がつながる講座

特定非営利活動法人ビレッジ

事業費 149,764 円

助成額 118,000 円

●当初の課題・事業目的

コロナ禍において障がいのある子どもをもつ親同士が繋がれる学校や園での行事が縮小され、日常生活や進路選択についてなど、気軽に話したり情報を得る機会が失われてきました。そうした親の情報不足が子どもへの療育や進路選択、または親の心理面にも影響することが考えられます。そこで、親同士が子どもたちの将来の仕事や生活のことを学び合い、繋がりを作り、これから先に一家族では解決できないことでも、それぞれの体験や知見を持ち寄り、子どもにとって最適な選択ができる仕組みづくりにつなげます。



代表理事 出路 賢之介

●事業概要

障がいのある子どもたちのママとパパが「知っておきたい」講座を実施（会場：西宮市市民交流センター）

■第1回『いまから知っておきたい成年後見の仕組みと考えかた』

講師：増田繁男さん（社会保険労務士）

2023年12月13日（水）10：30～12：30 参加者数：38名（会場21名・オンライン17名）

■第2回『障がいのある子どもを持つお父さんが知っておきたいこと』

2024年1月13日（土）18：30～20：30 参加者数：37名（会場18名・オンライン19名）

■第3回『もっと知りたい！放デイ選びのあれこれ Q&A 』

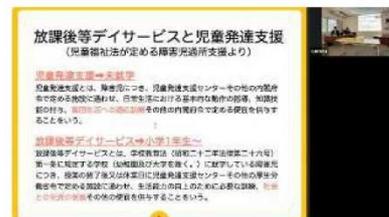
講師：若松周平さん（えびす夙川） 木田由紀子さん（eravu）※放デイ運営事業者

2024年1月24日（水）10：30～12：30 参加者数：29名（会場14名・オンライン15名）

■第4回『なんとなく気になっていること、障がいのある子をもつ親同士で話してみよう』

講師：青木さん、孫さん、荻野さん（コーチングメンバー）

2024年2月21日（水）10：00～12：00 参加者数：6名（会場のみ）



●事業の成果・工夫した点

講義形式に加えて、今年度は参加者同士がコミュニケーションをとったり、つながりができるプログラムを実施。会場参加者全員が自己紹介する時間を取ったことで参加者同士の共通点が確認できたり、共感が生まれ、講座終了後も自然と連絡先の交換をする姿も見られた。お父さん向け企画は参加者からの協力もあり今後も継続実施することとなった。

●苦勞した点・今後の課題

今年度はマイク／スピーカーを導入するなどハイブリット開催の満足度を高めるように準備をしたがそれでもオンライン側では音質、双方向のやり取りなどで課題は残った。また今年度は開催した講座の4回中2回が特別支援学校の行事と重なってしまい参加希望されながらも不参加となった方も多くいらっした。今後は土日開催も検討したい。

●代表者の感想

学習型講座の参加者からは「知らなかったことを知ることができた」「漠然としたものが今回でより明確になった」など学びが得られたというコメントを多くいただいた。またコミュニケーション型講座の参加者からは「共感したり、なるほどと学びがあったり、色々考えなおす機会になった」など、ご自身の気持ちが前向きになった方のコメントが多く、今後も定期的に開催したいという思いを強くした。

●当初の課題・事業目的

3年間のコロナ禍で多くの情報と居場所、日々の何気ない会話が失われ、安心して子育てをできる環境が著しく減った。コミュニケーションを取る機会も減り、情報をキャッチすることが難しくなり、地域とのつながりがないまま子育てをしている世帯が増えた。官民 mix の資源を可視化し、子育て世帯へ情報を届けるために情報誌を作成した。また、支援者同士も互いを知ることによって、市内の子育て支援をボトムアップすることを期待した。



理事長 坂口 裕子

●事業概要

西宮で子育てをしている市民や支援団体が協力をし、子育て中の市民へのアンケートをもとに企画運営した。にしのみや子育てマガジン tomoni vol.2(秋冬号)を2023年10月末に一万部、tomoni vol.3(春夏号)を2024年2月末に五千部発行。(創刊号を2022年度に発行。)

市内の公共機関、市役所・支所・子育て広場・図書館・保健センターへは市民協働推進課の協力を得て配架した。民間の支援団体や企業・商店・産院・小児科などには手渡しその他、郵送で届け設置を依頼した。

地域全体で子育てを応援する町になるために、企業・商店・医院を周り、広告・協賛を募集し、市民団体19団体・企業・店舗33社、医院4院の協力を得ることができた。

地域情報サイト「西宮つーしん」と協同ウェブサイトを開設し、より多くの子育て世帯に情報を提供できるようになった。



●事業の成果・工夫した点

毎号アンケートを行い、子育て世帯のニーズをはかり紙面を作った。多くの読者から新しい情報や人に伝えたい情報を得ることができたと回答を得られた。読者から発信に参加したいとの声が上がって仲間が増えた。資金面では広告・協賛を得ることで持続可能な事業として発展していく光が見えた。

●苦労した点・今後の課題

編集員は子育て中の市民ボランティアで構成しているため、広告・協賛などを集めるために営業へ回る時間を捻出することが難しかった。仲間をさらに増やしていく必要がある。公共機関での配架は市の後援があることが前提にあるため、未来づくりパートナー事業を卒業した後の公共機関での配架の道筋がまだ見えていない。

●参加者のコメント

編集員として活動することで西宮市内の様々な資源に触れることができました。子育てしながら、仕事をしながらの活動は大変だったと感じる一方で、自分自身も情報を得て、人と場所とつながることができたことで、さらに西宮の町を好きになり、日々が楽しくなりました。今後も情報発信を続けていきたいと思えます。ありがとうございました。編集員より。

プレーパークで子育て親育ち (よちよちプレーパークと子育て相談)

にしのみや遊び場つくろう会

事業費 398,813 円
助成額 300,000 円

●当初の課題・事業目的

各施設での人数緩和や、マスク着用の自由など、コロナの感染状況やその社会情勢は変化しているが、乳幼児に関してはその育ちなど、3年間のコロナ禍が影響しているところがあると思われる。また、保護者も他の保護者と話す場面が増えたとは言えるものの、屋外の方が安心できるようだ。そのため、事業の継続を通して、より乳幼児の育ちのサポートや保護者同士の繋がりを深め、子育て支援に寄与したいと思った。また「お客さん」になりがちな参加者自身が、主体的に取り組むイベントを企画運営することを実施し、地域の活性化をより加速することを目的とした。



代表 米山 清美

●事業概要

【よちよちプレーパーク】毎月第2第4月曜日 10:00~13:00

これまで同様に、乳幼児に特化したプレーパークとし、環境整備と共に、子育て経験のある小中学生の保護者にも見守りを依頼し、乳幼児保護者のサポートをする。プレーリーダーを配置し、子どもたちの遊びを見守る。

【子育て相談】毎月第2水曜日 14:00~15:30

助産師に加えて、薬剤師なども講師として入った。保護者が相談している間、子どもたちの遊びを見守る人を配置した。

【保護者主体のイベントの実施】7月30日サマーフェス、12月23日クリスマス

よちよちプレーパークの参加保護者を中心に企画運営して実施した。参加は一般の親子や小中学生も可としプレーリーダーがサポートした。



●事業の成果・工夫した点

近隣の保育施設とも連携して、乳幼児保護者への啓発に努めた。昨年から継続したこともあり、在宅の保護者には定着してきたが、年々保活が早まり、2歳児はもとより1歳児すら在宅幼児は少なくなってきた。ただ、0歳児にも啓発してきた結果、育休が終わる前に外遊びに訪れるようになった。生後数ヶ月の子どもたちも訪れるようになり親子でリラックスする姿がみられた。

●苦労した点・今後の課題

年々保育所に入れる子供の年齢が低くなっている。3年保育の幼稚園ではなく、0歳児から保育園に入れる保護者が増えている。職場復帰が早まっているのだが、ゆったり子育てをしようという子育て世代は減っている現状だ。今後の課題はそんな親子にとっての居場所を地域に作ることだと思われる。また職場の休業日などにも利用できる場や、地域とのつながりも必要だと思われる。

●代表者の感想

「児童館に行っていたが、9ヶ月の娘がハイハイをして誰にでも近づいていくので、ある保護者から疎まれたようなことがあった。それ以来児童館には行けず困っていたが、このプレーパークに出会って本当にうれしかった」と、初めて訪れた保護者が話していたことが印象的だった。母親はよちよちプレーパーク以外にも毎週のように訪れ子どもはしっかりと歩く活発な子になった。乳幼児期の親子を少しでも支えることが出来たら幸いで、協働事業が終了しても当会ではこの活動を続けていこうと思っている。

2 市の機関による協働の取組状況 (条例第 14 条関係)

市は、自治会等の地域活動団体、NPO 等団体、ボランティア団体、大学、企業など、様々な主体との協働事業に取り組んでいます。また、協働には、委託、補助、共催、実行委員会等の形態があり、事業の内容や目的に応じて適切な形態を選択する必要があります。

● 令和 5 年度中の協働事業実施件数 **129 事業**

< 団体別内訳 >

地域団体	NPO 等 団体	非営利 団体	協議会 ・連絡会	実行 委員会	学校	企業	その他 団体等
39	32	14	17	10	7	4	33

※ 1 事業で複数団体と協働している場合は、それぞれでカウントしています。

< 協働の形態別内訳 >

委託	補助・助成等	共催	実行委員会	その他
40	17	39	6	31

※ 複数の形態に分類される場合については、それぞれの形態でカウントしています。

< 市部局別内訳 >

政策	総務	市民	産業 文化	健康 福祉	こども 支援	環境	都市	土木	教育
4	3	30	32	31	2	5	3	8	11

※ 1 事業で複数部局が協働している場合は、それぞれでカウントしています。

Ⅲ 参画と協働の啓発の取組

(条例第5条関係)

1 参画と協働のまちづくり講演会

- 【開催日】 令和6年2月17日(土) 13:30~15:30
- 【会場】 市立勤労会館ホール
- 【テーマ】 「地域の未来から、取組みを考える」
- 【講師】 株式会社 HITOTOWA 執行役員 奥河 洋介 氏
- 【参加者】 198人
- 【その他】 西宮コミュニティ協会と市が共催するコミュニティ推進大会で実施



コミュニティ推進大会
～参画と協働のまちづくり～

コミュニティ活動の推進や多様な人とのつながりづくりをテーマに、地域情報誌「まっぴ」の発行でおなじみの西宮コミュニティ協会と西宮市が協働して開催します。

2024年
2月17日(土) | 市立勤労会館ホール (西宮市松原町2-3-7) **参加無料**

開会13時30分 (開場13時00分)

- 申込不要・先着順 (お席に限りがございます。)
- 手動通車・要約車配付です。

第1部 セレモニー 13:30~14:00
主催者・来賓あいさつ
西宮市わがまち賞・コミュニティ協会賞表彰式

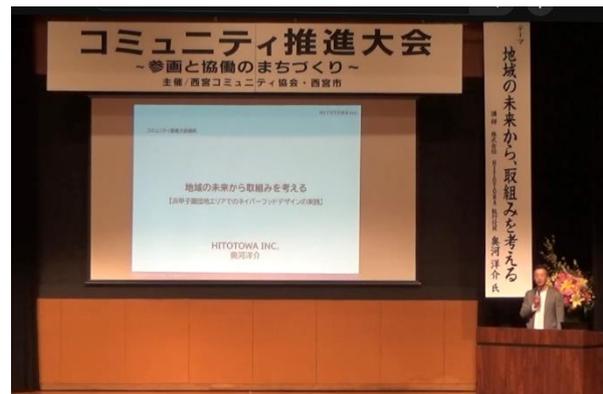
第2部 講演会 14:10~15:30 (開会)
「地域の未来から、取組みを考える」

皆さまの地域や各活動では人員不足が課題となっていませんか？
講演会では、浜甲子園団地エリアにおける新たな地域コミュニティづくりに取り組んできた講師の経験などを踏まえて、持続可能な地域の未来像を見据えた人づくりや、住民同士のつながりが生まれやすくなる仕組みなど、取組みを促進するヒントになるお話をいただきます。

【講師】
奥河 洋介 氏 ・株式会社 HITOTOWA 執行役員
・一般社団法人まちの経済学子園 理事長

プロフィール
兵庫県西宮市出身。ネイティブデザインの実践から生まれた株式会社HITOTOWAでは、生まれ育った西宮市にある浜甲子園団地周辺でのエリアマネジメントのプロジェクトを主導。一般社団法人まちの経済学子園の理事として、地域のコミュニティ・スペース HAMAOKI COLIVING に取り組む中で得られるつながりがある暮らしづくりのサポートを行い、地元の方々に貢献したい。

主催 西宮コミュニティ協会・西宮市
問合せ先 西宮市役所市民協働推進課
TEL: 0798-35-3764 FAX: 0798-23-5551



2 参画協働研修

- 【開催日】 令和5年12月20日(水) 13:30~15:00
- 【会場】 西宮市役所第二庁舎6階 B601会議室
- 【テーマ】 Manager's cafe (未来づくりパートナーズ cafe 課長版)
- 【講師】 株式会社 HITOTOWA 執行役員 奥河 洋介 氏
- 【内容】 課長級職員同士のコミュニケーション促進や関係性構築を図るとともに、多様な主体の協働・連携の視点の重要性の認識を深めることを目的に、「地域の担い手」をテーマとした意見交換のほか、「まちなね浜甲子園」における取組紹介を実施。
- 【参加者】 18人(課長級職員)
- 【その他】 市民協働推進課と生涯学習企画課との共催により実施



3 新入職員研修

- 【実施日】 令和5年4月12日(水) 13:00~14:00
- 【会場】 西宮市役所第二庁舎4階 B405・406会議室
- 【内容】 新入職員の参画・協働の意識や理解を高めることを目的に、西宮市参画と協働の推進に関する条例の趣旨や、条例にもとづく取組に関する講義を実施。
- 【講師】 市民協働推進課職員
- 【参加者】 69人(令和5年度新入職員)



IV その他の取組

1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会（条例第 18 条関係）

市の参画と協働の取組について、市以外の観点から検証するために設置された附属機関です。同委員会において、「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の改正に関する意見が寄せられました。いただいた意見は、今後の条例の見直しや取組の改善に生かしていきます。

<開催結果>

第 1 回	開催日時	令和5年4月25日（火）13:00~15:15
	場 所	西宮市役所第二庁舎6階 B606・608 会議室
	審議内容	西宮市参画と協働の推進に関する条例の改正及び取組の改善について
第 2 回	開催日時	令和5年6月28日（金）13:00~14:15
	場 所	西宮市役所本庁舎2階 A252 会議室
	審議内容	西宮市参画と協働の推進に関する条例の見直しについての提言書について
第 3 回	開催日時	令和5年11月29日（水）15:00~17:00
	場 所	西宮市役所第二庁舎4階 B402・403 会議室
	審議内容	西宮市参画と協働の推進に関する条例の改正点について

※ 評価委員会の議事録は、市のホームページ「西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会」のページ（ページ番号：18794032）で公表しています。

<西宮市参画と協働の推進に関する条例についての提言書>

令和5年7月31日、同委員会（直田春夫会長、関嘉寛副会長）から、「西宮市参画と協働の推進に関する条例についての提言書」が市長に提出されました。提言書は、同委員会にて令和4年2月から6回にわたり、条例に基づく市の取組状況や条例改正の必要の有無について検証された結果をまとめたものです。



※ 提言書は、市のホームページ「西宮市参画と協働の推進に関する条例についての提言書が提出されました」のページ（ページ番号：67474813）で公表しています。

<西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会委員>

(～令和5年7月31日)

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	直田 春夫	学識経験者	特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 理事長
副会長	関 嘉寛	学識経験者	関西学院大学 教授
委員	西明 直子	市内活動団体 からの推薦	西宮コミュニティ協会 専務理事
委員	清水 明彦	市内活動団体 からの推薦	西宮市社会福祉協議会 副理事長
委員	廣田 瑞穂	市内活動団体 からの推薦	西宮市NPO等団体と行政との協働会議 幹事
委員	荒木 信夫	市民	市民委員
委員	江草 淑訓	市民	公募委員
委員	岸岡 裕昭	市民	公募委員

(令和5年8月1日～)

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	関 嘉寛	学識経験者	関西学院大学 教授
副会長	相川 康子	学識経験者	特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 専務理事
委員	西明 直子	市内活動団体 からの推薦	西宮コミュニティ協会 専務理事
委員	清水 明彦	市内活動団体 からの推薦	西宮市社会福祉協議会 副理事長
委員	白石 裕之	市内活動団体 からの推薦	西宮市NPO等団体と行政との協働会議 幹事
委員	永木 嗣也	市民	公募委員
委員	水城 真紀子	市民	公募委員

2 参画の取組予定の公表（条例第17条関係）

各担当課における以下の参画の取組予定を一覧にし、市のホームページにて公表しました。

- ・意見提出手続（パブリックコメント）の実施予定
- ・附属機関の開催予定
- ・附属機関の委員公募予定
- ・その他の参画の取組予定

※ 令和6年度における取組予定については、市のホームページ「令和6年度の参画の取組予定一覧を公表します」のページ（ページ番号：92304431）で公表しています。

3 市民活動等に対する支援制度

市民の皆さんによる自主的・自発的な活動の支援として市が設けている助成金交付、専門家の派遣、物品等の貸与などの様々な支援制度をまとめた一覧を作成し、市のホームページにて公表したほか、自治会等464団体へ配布しました。

※ 令和6年度中に実施又は募集予定の制度については、市のホームページ「市民活動等に対する支援制度」のページ（ページ番号：41897407）で公表しています。

No.	テーマ	制度名	概要	対象団体等								支援内容	補足事項	実施・募集時期（予定）	問合せ先	ホームページ（ページ番号）	
				地域団体	NPO・ボランティア等（市民団体）	市民（個人）	助成金等の交付	専門員・専門家の貸与等	物品・機材の貸与等	広報・支援	租税・情報提供						その他
1	防災	西宮市自主防災組織に係る防災訓練等活動支援事業	地域住民における防災意識の向上及び災害時における円滑な防災活動の実施のため、自主防災組織が自主的に取り組む防災訓練等を市が予算の範囲内で支援する。	○										支援内容は市との協議に基づき決定。審査あり。	随時	地域防災支援課 0798-35-3092	78844547
2	防災	西宮市地区防災計画作成支援事業	地域住民の防災意識の向上及び災害時における地域の共助による防災活動の円滑な実施のため、自主防災組織等が自主的に取り組む地区防災計画の作成を西宮市が側面支援する。	○										支援内容は市との協議に基づき決定。審査あり。	随時	地域防災支援課 0798-35-3092	無し
3	防災	西宮市地域防災資機材整備事業	市内の自主防災組織(新制)に新設した自主防災組織又は新築完成後20年以上を経過した自主防災組織が円滑な防災活動を行うのに必要となる防災資機材を整備する。	○										支援内容は市との協議に基づき決定。審査あり。	随時(市から該当自主防災組織に連絡)	地域防災支援課 0798-35-3092	無し
4	防災	西宮市地域避難支援制度 避難支援者保険料補助金	西宮市地域避難支援制度で活動する避難支援団体の支援者における兵庫県がランチャオ・市民活動災害共済<天然危険補償プラン>の保険料分の補助金を交付する。	○										対象：避難支援団体 要件：個別避難支援計画の提出	随時	地域防災支援課 0798-35-3599	40677320
5	安全安心	食品衛生出前講座	市内で10人以上の団体・グループあるいは、市内の学校・食品関係事業者等を対象に、保健所職員等を派遣し、食品衛生をテーマに講座を行う。	○	○	○								新型コロナウイルス感染症対策のため交付は中止している。再開については未定。	随時	食品衛生課 0798-26-3668	12405133
6	安全安心	西宮市自転車マナー地域推進委員制度	地域住民と市が協働して自転車及び原動機付自転車の放置対策に取り組む。	○	○									ランチャオ保険代(1人500円)のみ市が負担する。	随時	自転車対策課 0798-35-3898	無し
7	安全安心	火災予防に関する指導	火災予防に関する相談及び製品火災についての情報提供、消火器の貸出、消防訓練への立会い、防火講座の開催等、火災予防に関する指導を行う。	○	○	○									随時	消防局予防課 0798-32-7313	95775266

4 まちづくり支援自販機

市内企業や大学のご協力により設置されている「まちづくり支援自販機」を市民の皆さんが利用することで得られた飲料売上の一部が、市内企業等から市に寄附され、参画と協働のまちづくりを推進する事業に活用されています。

● 令和5年度寄附金収入 285,653円

No.	名 称	設置場所	設置年月
1	学校法人甲南学園	甲南大学西宮キャンパス内	平成21年4月
2	大阪ガス株式会社	大阪ガス(株)今津事務所内	平成21年6月
3	阪神電気鉄道株式会社	阪神甲子園球場内	平成22年3月
4	有限会社スリーアップフーズ	里中町2丁目の敷地内	平成28年11月

<設置協力のお願>

市は、まちづくり支援自販機の設置にご協力いただける企業や学校を募集しています。自動販売機が設置可能な空きスペースがあるなど、設置にご協力いただける場合は、西宮市市民企画課（Tel. 0798-35-3764）までご連絡ください。



西宮市参画と協働の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

(基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

- 2 市民は、平等に市政に参画することができる。
- 3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。
- 4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

- 2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

(市の機関の役割)

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

(意見提出手続)

第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更

- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃

- (5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案(同項第6号に掲げる事項についての案を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

- (1) 軽微なものであるとき。
- (2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。
- (3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。

(4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。

(5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。

3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。

4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。

5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。

6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

(説明会等)

第7条 市の機関は、前条第1項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等(以下「説明会等」という。)を設けるよう努めるものとする。

2 市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

(政策提案手続)

第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項(以下「対象事項」という。)について、市民10人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 市の機関は、前項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会(以下「委員会」という。)の立会いの下で行わなければならない。[1]

4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

- 5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

(政策公募手続)

- 第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること(以下「政策公募手続」という。)ができる。
- 2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

(実施方法等)

- 第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。
- (1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。
- (2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。
- 2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

(附属機関等)

- 第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。
- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。
- 3 附属機関等の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

(その他の措置)

- 第12条 第6条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住民投票)

- 第13条 市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。
- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い

(協働の推進)

- 第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。
- 2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

(協働事業提案手続)

- 第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。
- 2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。
- 3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(コミュニティ活動の推進)

- 第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。
- 2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

(市長が講ずべき措置)

- 第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。
- (2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

(検証)

- 第18条 市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。

(委任)

- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

問合せ先

西宮市 市民局 市民総括室 市民企画課
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所本庁舎 7 階
電 話 : 0798(35)3764
E-mail : vo_shiminso@nishi.or.jp

(令和 6 年 8 月作成)